

柔道整復療養費の改定について（案）

1. 改定率 0.44%

令和元年度における柔道整復療養費の改定率については、本年10月に予定されている消費税率の10%への引上げに伴い、柔道整復施術所における経費の増加が見込まれることから、診療報酬における消費税対応分の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの

（参考）今回の診療報酬全体改定率 0.88%
平成26年：診療報酬全体改定率 1.36%（柔整改定率 0.68%）

2. 改定の内容（案）

柔道整復療養費の前回（平成26年）の消費税改定も踏まえ初検料及び再検料への上乗せを行うとともに、骨折・脱臼に係る療養費等についても、今回の改定率に応じた上乗せを行う

【改定案】

	現行	引上額	改定後
初検料	1,460円	60円	1,520円
整復料	2,300円～ 11,500円	200円	2,500円～ 11,700円
固定料	3,600円～ 9,200円	200円	3,800円～ 9,400円
再検料	400円	10円	410円
後療料（810円） （骨折）	810円	10円	820円
後療料（680円） （不全骨折、脱臼）	680円	10円	690円
金属副子加算	950円	50円	1,000円
柔道整復運動後療料	310円	10円	320円

3. 施行日

消費税率の引上げが、本年10月1日に予定されていることから、同日の施行とする

(参考1)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定について【平成30年6月～】

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や 部位数 によらないもの	・初検料(1,460円) (時間外、夜間、休日の加算あり) ・初検時相談支援料(50円)	・再検料(400円)	
	・往療料(1,860円) ・往療距離加算(2km毎に800円)		
施術の内容や 部位数 によるもの	・整復料(骨折) (5,200円～11,500円)	・後療料(810円) ※3部位以上は60%逡減の対象	
	・固定料(不全骨折) (3,600円～9,200円)	・後療料(680円) ※3部位以上は60%逡減の対象	
	・整復料(脱臼) (2,300円～9,000円)	・後療料(680円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逡減の対象	
	・施療料(打撲、捻挫) (760円)	・後療料(505円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逡減の対象	
	・冷罨法料(85円)、温罨法料(75円)、電療料(30円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逡減の対象		
	・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 3回まで(一律:950円)		
	・柔道整復運動後療料(骨折、脱臼、不全骨折)【新設】 (310円)		
	・骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料(1,000円)		

(参考2)

令和元年度診療報酬改定について（消費税引上げ分）

- 診療報酬本体改定率 + 0. 4 1 %
- 薬価等改定率 + 0. 4 7 %
- 全体改定率 + 0. 8 8 %